装技振第５２５０号
令和４年３月３１日
一部改正　装技振第１１９５３号
令和４年７月２５日

大臣官房長
各局長
防衛大学校長
防衛医科大学校長
防衛研究所長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
長官官房各装備官　殿
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

職務発明に関する訓令の実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定め、令和４年４月１日から施行することとしたので通達する。

なお、職務発明等の申請に関する手続要領について（装技振第３１号。２７．１０．１）は廃止する。

添付書類：職務発明に関する訓令の実施要領

職務発明に関する訓令の実施要領

１　趣旨

この要領は、職務発明に関する訓令（昭和３９年防衛庁訓令第４６号。以下「訓令」という。）第１９条の規定に基づき、職務発明の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

２　用語の意義

この要領に掲げる用語の意義は訓令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

⑴　共同出願　発明が防衛省職員と防衛省職員以外の者との共同により完成した場合において、特許を受ける権利を防衛省以外の者との共有とする場合をいう。

⑵　共同発明　発明が複数の発明者の貢献により完成した場合をいう。

⑶　共同研究等　防衛省と防衛省以外の機関との共同研究、共同開発等をいう。

⑷　貢献率　共同発明について、発明の完成に際しての各発明者の貢献の割合をいう。

⑸　部長等　防衛装備庁の内部部局にあっては長官官房装備官、長官官房審議官又は部長、防衛装備庁の施設等機関にあっては研究所長又は試験場長をいう。

３　届出業務の細部事項

⑴　発明者が、訓令第３条の規定に基づき発明届を所属長に提出するときは、職務発明の概要を記載する書類を添付するものとする。

⑵　官房長等が、訓令第５条第４項の規定に基づき当該職務発明を特許出願することが防衛省の業務上必要であることを決定した理由を防衛装備庁長官（以下「長官」という。）に送付するときは、別記様式第１によるものとする。

４　職務発明の認定に係る留意事項

所属長は、訓令第４条の職務発明の認定を行うときは、次の各号に掲げる事項に特に留意するものとする。

⑴　貢献率の適正を図るための留意事項

貢献率は、発明への個々の発明者の貢献の度合を勘案し、発明者相互の合意に基づき定められるべきものである。発明への貢献の度合は、客観的な事実に基づき公正に定められるべきであり、職場における人間関係や防衛省と契約相手方等との関係、過去の慣習などに基づくものであってはならない。

発明者とは、そもそも技術の飛躍、あるいは創造に着想を与え直接寄与した者、すなわち発明の構成要件の一部又は全部を着想したものでなければならず、次に掲げる場合に該当するときは、発明者となることはできない。

ア　職務権限に基づき、契約相手方に対し、機能・性能等の要求事項を示し、そのことにより契約相手方により発明が得られた場合

イ　技術的討論の場に出席しただけの場合又は公知の技術情報を提供しただけの場

合

ウ　部下に研究開発を命じ、研究開発課題を与え、あるいは願望を呈示し、そのことにより部下が発明をした場合

エ　発明者の指示に従って実験をし、データを整理し、あるいは計算を行った場合

オ　その他発明の着想や完成に直接貢献があると考えられない場合

⑵　契約に基づく発明における留意事項

ア　発明が防衛省と契約相手方との契約に基づいてなされた場合、防衛省側が研究開発の費用を負担したことや将来装備品等に実施する見込みがあること等を理由に、防衛省職員による発明への貢献が認められないにも関わらず防衛省側に発明者を置くことがあってはならない。

イ　発明が防衛省と契約相手方との契約に基づいてなされた場合において、防衛省と契約相手方とが共同出願を行うときは、契約相手方の持分について特許を受ける権利を防衛省が譲り受けないものとするため、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和４８年防衛庁訓令第４９号）に基づいた手続を実施すること。

⑶　共同研究等における留意事項

共同研究等に従事する職員は、当該業務に従事している間は、発明に関連する発想や発言を克明に記録するよう心掛け、できれば共同研究等の相手方の証明を得ておくような方策を取り、貢献率を定める上での客観的な証拠を整えておくことが必要である。

5　特許出願することが防衛省の業務上必要であると決定するときの留意事項

所属長が、訓令第５条第２項又は３項の規定に基づき職務発明を特許出願することが防衛省の業務上必要であるか否かを決定するに当たっては、当該職務発明の内容が特許出願に伴い出願公開され、部外に公知となることを踏まえ、運用上の機微性及び技術的機微性の観点からこれを検討し、差支えないと認められるものについてのみ行うものとする。

6　防衛装備庁における訓令の実施に関する細部事項

⑴　防衛装備庁の職員が、訓令第３条の規定に基づき発明届を長官に提出するときは、部長等を経由するものとする。

⑵　部長等が、前号の発明届を上申するときは、別記様式第２によるものとし、当該発明届に係る発明について職務発明に該当すると思われる理由、特許出願を行うことが防衛装備庁の業務上必要であると思われる理由及び当該職務発明を共同出願とするときにおいては共同出願を妥当と認める理由並びに前項に係る判断に資する事項等を付すものとする。

⑶　長官が、訓令第４条に規定される職務発明の認定に係る通知、訓令第５条第２項又は第３項に規定される職務発明を特許出願することが防衛省の業務上必要であるか否かの決定に係る通知、訓令第１０条に規定される拒絶査定等の通知、訓令第１６条第１項に規定される特許権の設定登録を受けたときの通知を防衛装備庁の職員

にするときは、部長等に対して行うものとし、当該通知を受けた部長等は、その旨を速やかに発明者に通知するものとする。

7　準用

この通達に定める事項は、実用新案の考案及び意匠の創作について準用する。この場合において、この通達中「特許」とあるのは「実用新案」又は「意匠」と、「発明」とあるのは「考案」又は「創作」とそれぞれ読み替えるものとする。

8　委任規定

この通達の実施に関する細部事項は、防衛装備庁技術戦略部長が定めるものとする。

別記様式第１

防衛装備庁長官　殿

官房長等
（公印省略）

「発明の名称」の　職務発明について（申請）

標記について、別添のとおり発明届が提出されたので下記のとおり申請する。

記

１　発明の名称

２　発明者の所属※・氏名
※発明の完成時点の所属を記載し、異動があった場合には現所属を括弧書きで併記する。

３　職務発明に該当する理由

４　特許出願することが防衛省の業務上必要である理由

５　共同出願を妥当と認める理由（※単独出願の場合は、本項は不要）

６　共同出願を行う場合の特許を受ける権利の持分比（※単独出願の場合は、本項は不要）
（１）国　側：　　％
（２）会社側：　　％

７　オープン＆クローズ戦略に関する判断

添付書類：発明届

別記様式第２

防衛装備庁長官　殿

部　長　等
（公印省略）

「発明の名称」の　職務発明について（上申）

標記について、別添のとおり発明届が提出されたので下記のとおり上申する。

記

１　発明の名称

２　発明者の所属※・氏名
※発明の完成時点の所属を記載し、異動があった場合には現所属を括弧書きで併記する。

３　職務発明に該当すると思われる理由

４　特許出願することが防衛省の業務上必要であると思われる理由

５　共同出願を妥当と認める理由（※単独出願の場合は、本項は不要）

６　共同出願を行う場合の特許を受ける権利の持分比（※単独出願の場合は、本項は不要）
（１）国　側：　　％
（２）会社側：　　％

７　オープン＆クローズ戦略に関する判断

添付書類：発明届